

第三期八尾市子ども・子育て支援事業計画策定に係る ニーズ調査について

○「子ども・子育て支援事業計画」とは

子ども・子育て支援制度に基づくサービスを円滑に提供するため、子ども・子育て支援法第61条に基づき、就学前児童等の学校教育・保育施設（認定こども園・保育所・幼稚園等）および地域の子育て支援事業（一時預かり・病児保育・放課後児童室等）における「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）や、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）について、5年を1期とする計画です。本市の計画は、八尾市こどもいきいき未来計画の一部として位置づけられています。 ※現行計画 P.80～

○「子ども・子育て支援制度」の主な対象サービス

◆子どものための教育・保育給付 ※市町村主体
（認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援）

- ・施設型給付対象：認定こども園・幼稚園・保育所
- ・地域型保育給付の対象：小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育所

◆子育てのための施設等利用給付 ※市町村主体
（施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る支援）

- ・施設等利用費：施設型給付を受けない幼稚園・特別支援学校・預かり保育事業・認可外保育施設等

◆地域子ども・子育て支援事業 ※市町村主体
（地域の実情に応じた子育て支援）

- ①利用者支援事業 ②延長保育事業 ③実費徴収に係る補足給付を行う事業 ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ⑤放課後児童健全育成事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦乳児家庭全戸訪問事業 ⑧養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑨地域子育て支援拠点事業 ⑩一時預かり事業 ⑪病児保育事業 ⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑬妊婦検診

+

- ⑭子育て世帯訪問支援事業 ⑮児童育成支援拠点事業 ⑯親子関係形成支援事業
- ※⑭～⑯の事業は児童福祉法の改正により、令和6年度より新たに追加予定。

◆仕事・子育て両立支援事業 ※国主体
（仕事と子育ての両立支援）

- ・企業主導型保育事業等

●二一ズ調査の概要

◇調査の目的

令和7年度を始期とする、第三期八尾市子ども・子育て支援事業計画を策定するために、市民の教育・保育施設や在宅子育て支援サービスの利用状況・利用意向等を把握する。

◇調査対象

住民基本台帳から無作為に抽出した就学前児童（0～5歳児）の保護者 3,500人

◇調査内容

家庭の基本情報、認定こども園、保育所、幼稚園等定期的に利用したい施設やサービス、一時的な預かりや地域子育て支援拠点等の子育て支援サービス等

◇調査方法・実施期間

- ・対象児童の保護者に郵送で調査票を配付し、郵送又はWEBサイトでの回収を行う。
- ・実施期間は令和5年12月を予定。

◇調査項目

国が示す必須目及び調査の方向性に加え、本市の実状に応じた項目<30問程度>

◇回収率向上の工夫

- ・調査用紙の他、回答者の利便性を考慮し、回答用WEBサイトを構築する。
- ・回答者に対してまちのコイン（やおやお）をプレゼントする。

▼今後のスケジュール

日程	内容
令和5（2023）年12月	二一ズ調査実施
令和6（2024）年2月	第2回支援事業計画策定部会（二一ズ調査結果速報等）
令和6（2024）年4月 ～ 令和7（2025）年3月	二一ズ調査結果等を踏まえた次期計画策定作業 （八尾市子ども・子育て会議及び支援事業計画策定部会での協議・検討）
令和7（2025）年4月～	次期こどもいきいき未来計画及び第三期子ども・子育て支援事業計画 計画期間開始（令和7（2025）年度～令和11（2029）年度）